

# 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の目的

## 基本的な考え方

- ✓ 全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化すること重要であり、社会全体で子育てすることが求められる。
- ✓ 子どもの成長の観点から、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備する。」ことが目的である。

## 子どもの観点から

- ✓ 家族とは異なる経験、家族以外の人と関わる機会を得る。
- ✓ 同じ年頃の子ども同士が触れ合いながら、様々な経験を通しものや人への関心を広げ成長を促す。
- ✓ こども同士の関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

## 保護者の観点から

- ✓ 専門的知識を持つ人との関わりにより、孤立感、不安感などの解消につながる。
- ✓ こどもへの保育者の接し方を見ることで、子どもの成長等を客観的に捉えられる。
- ✓ 様々な情報や人とつながることで、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用することにつながる。

## 保育者・事業者の観点から

- ✓ 様々な家庭と関わることで、専門性を地域の子どもの育ちのためにより発揮できる。
- ✓ 地域の様々な関係者との連携が新たに生まれたり、関係が深化したりするなど、地域社会との関係が広がり、地域の子どもと子育て家庭を支援する社会資源として地域社会において頼られる存在となる。

## 自治体の役割

- ✓ 専門的知識を持つ人との関わりにより、孤立感、不安感などの解消につながる。
- ✓ こどもへの保育者の接し方を見ることで、子どもの成長等を客観的に捉えられる。
- ✓ 様々な情報や人とつながることで、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用することにつながる。

## 概要

月一定時間までの利用可能枠の中で、要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、子ども・子育て支援法上に新たに「乳児等のための支援給付」が創設された。  
※「乳児等のための支援給付」は令和8年4月1日施行

# 制度の概要

**制度・法制化**

**利用対象**

**指導監査等**

**事業者**

設備運営基準を満たしているか、市町村が指導監査、勧告、命令等を行う。

- 0歳6ヶ月～満3歳未満で保育所等に通っていない児童
- ✓ 認可外保育施設に通っている児童は対象
- ✓ 企業主導型保育事業所に通っている児童は対象外
- ✓ 利用可能時間の「月10時間」は、国の補助基準額上の上限であり、市町村の判断により、国の補助対象時間を超えて実施することは可能

- 実施に当たっての認可は市町村
- 事業の実施場所は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業、児童発達支援センター等
- 上記以外であっても、設備運営基準で定める基準を満たし、適切に事業を実施できる場合は可能。
- 基準は、国基準に基づき、市町村が条例を制定する必要がある。